

[別紙1]

## 鳥取県婚活イベント開催事業補助金の事務手続きについて

### 1. 企画提案書提出（子育て・人財局長が定める日までに）

- 企画提案書は、下記提出先に郵送又は持参してください。
- 必要に応じて、審査会（プレゼンテーション）を行います。

### 2. 審査結果到着

- \*採択となった場合、子育て応援推進局長が別に通知する日までに、交付申請を下記提出先に郵送又は持参してください。

### 3. 交付申請提出

### 4. 交付決定通知書到着（交付申請から原則30日以内）

- \*交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

### 5. 事業開始

- この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

#### 【事業を変更・中止・廃止したい場合】

- ・事業の変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
- ・変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。
- ※本補助金の増額、補助対象経費の2割を超える減額も承認が必要です。

### 6. 事業完了

- 事業の完了とは：補助対象経費の支払いがすべて完了した日となります。

### 7. 実績報告書提出

（事業終了後20日以内又は交付決定を受けた翌年度の4月20日のいずれか早い日までに）

- 実績報告書は、下記提出先に郵送又は持参してください。
- 提出された実績報告書に基づき、交付額の確定、通知をします。

### ◎補助金の支払い

- ※原則、交付額の確定後、精算払。実績報告書に、振込依頼書を添付してください。
- ※概算払いも可能。概算払いが必要な場合、必要理由、必要額を書面により提出してください。併せて、振込依頼書を添付してください。

#### 資料提出・問い合わせ先

子育て・人財局 子育て王国課  
鳥取県鳥取市東町一丁目220  
電話 0857-26-7868  
メールアドレス kosodate@pref.tottori.lg.jp